

平成14年10月から

老人保健が変わります

平成14年10月から変わります!!

老人保健で
お医者さんにかかるとき



!!! 医療受給者証が変わります

お医者さんの窓口で支払う自己負担（1割または2割）に応じた医療受給者証になりました。以前のものは使えませんのでご注意ください。



老人保健でお医者さんにかかるときの対象年齢が変わります

平成14年9月30日まで

70歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は、老人保健で医療を受けます。

平成14年10月1日から

75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は、老人保健で医療を受けます。

●昭和7年9月30日以前に生まれた方
（平成14年9月30日すでに70歳になっている方）

引きつづき、老人保健で医療を受けます。

●昭和7年10月1日以降に生まれた方
（平成14年10月1日以降に70歳になる方）

75歳になるまでは現在の医療保険で医療を受けます。75歳になると老人保健で医療を受けます。